

大口町告示第98号

大口町自転車等の放置の防止に関する条例（平成24年大口町条例第1号）第11条第1項の規定に基づき、同条例第10条第2項の警告を受けた自転車を撤去し、保管していることを告示する。

令和4年11月1日

大口町長 鈴木雅博

- | | | |
|---|------------|-----------------|
| 1 | 保管場所 | 大口町下小口六丁目174番地2 |
| 2 | 保管期間 | 6月 |
| 3 | 保管期間経過後の措置 | 廃棄等の処分 |
| 4 | 撤去した年月日等 | 別表のとおり |

別表

整理 番号	撤去年月日	撤去場所	防犯登録番号	車体番号	車体色
1	令和4年10月20日	大口町北児 童センター	B884100	G-GTK80Pi	桃